

職業安定分科会雇用保険部会(第123回)	資料1-1
平成29年3月31日	

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に  
伴う関係政令の整備及び経過措置に関する  
政令案要綱



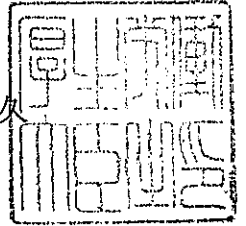
厚生労働省発職 0331 第 1 号

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び  
経過措置に関する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

第一 雇用保険法施行令の一部改正（第一条関係）

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

一 法第二十四条の二第一項第二号の政令で定める基準

1 法第二十四条の二第一項第二号の政令で定める基準は、次のいずれかに該当することとするものとする。

(1) 法第二十四条の二第一項第二号に規定する災害により激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十八条において準用する同令第二十五条の地域に該当することとなった地域（以下「災害地域」という。）のうち、イに掲げる率がロに掲げる率の百分の二百以上となるに至り、かつ、その状態が継続すると認められる地域であること。

イ 毎月、その月前三月間に、当該地域において離職をし、当該地域を管轄する公共職業安定所において基本手当の支給を受けた初回受給者の合計数を、当該期間内の各月の末日において当該地域に所在する事業所に雇用されている一般被保険者の合計数で除して計算した率

ロ 毎年度、当該年度の前年度以前三年間における全国の初回受給者の合計数を当該期間内の各

月の末日における全国の一般被保険者の合計数で除して計算した率

(2) (1)の基準を満たす地域に近接する地域(災害地域に限る。)のうち、失業の状況が(1)の状態に

準ずる地域であつて、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わるまでに職業に就くことができない受給資格者が相当数生じると認められるものであること。

## 二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 国家公務員共済組合法施行令の一部改正(第二条関係)

国家公務員共済組合法に基づく育児休業手当金等に対する国等の負担について、平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度においては、本来負担すべき割合の百分の十を負担するものとする。

## 第三 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正(第三条関係)

地方公務員等共済組合法に基づく育児休業手当金等に要する費用の公的負担について、平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度においては、本来負担すべき割合の百分の十を負担するものとする。

#### 第四 行政手続法施行令の一部改正（第四条関係）

行政手続法第三十九条第四項第四号の意見公募手続の適用除外に該当する命令等に、雇用保険法第十三条第三項及び第二十四条の二第一項（同項第二号の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く。）並びに附則第四条第一項、附則第五条第一項（同項の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く。）及び附則第十条第一項の規定により読み替えて適用する第五十七条第二項（同項の厚生労働省令で定める者に係る部分に限る。）の命令等を追加するものとする。

#### 第五 雇用保険法の一部改正に伴う経過措置（第五条関係）

受給資格に係る離職の日が平成二十九年三月三十一日以前である者であつて、改正後の雇用保険法第二十四条の二又は同法附則第五条の規定による基本手当の支給を受けることができないものに係る改正前の雇用保険法附則第五条の規定による基本手当の支給及び同条第四項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例によるものとする。

#### 第六 施行期日（附則関係）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行すること。